

# 《受注型企画旅行取引条件書（国内・海外共通）》

## 1 本旅行条件書の意義……………

本旅行条件書は、旅行業法第 12 条の 4 に定める「取引条件説明書」及び同法第 12 条の 5 に定める「契約書面」の一部となります。

## 2 受注型企画旅行契約……………

- (1) 「受注型企画旅行契約」（以下「旅行契約」といいます。）とは、株式会社ジャパン・エア・トラベル・マーケティング（観光庁長官登録旅行業第 1796 号/東京都港区芝 2-3-3 芝二丁目大門ビルディング 2 階。以下「当社」といいます。）が、お客様からの依頼により旅行の目的地及び日程、お客様が提供を受けることができる運送等サービスの内容並びにお客様が当社に支払うべき旅行代金の額を定めた旅行に関する計画を作成し、これにより実施する旅行契約をいいます。
- (2) 「国内旅行」とは本邦内のみの旅行をいい、「海外旅行」とは、国内旅行以外の旅行をいいます。
- (3) 当社は、当旅行契約において、お客様が当社の定める旅行日程に従って、運送・宿泊機関などの提供する運送、宿泊その他の旅行に関するサービス（以下「旅行サービス」といいます。）の提供が受けられるように、手配、旅程を管理することを引き受けます。
- (4) 当社は、旅行契約の履行にあたって、手配の全部又は一部を本邦内又は本邦外の他の旅行業者、手配を業として行うものその他の補助者に代行させることがあります。

## 3 契約のお申し込み……………

- (1) 当社は、旅行契約の申し込みを使用とするお客様からの依頼があったときは、当社の業務上都合があるときを除き、当該依頼の内容に沿って作成した旅行について、旅行サービスの内容、旅行代金その他の旅行条件に関する企画の内容を記載した書面（以下「企画書面」といいます。）を交付します。
- (2) 当社は、前項の企画書面において、旅行代金の内訳として企画に関する取扱料金（以下「企画料金」といいます。）の金額を明示することがあります。
- (3) 当社がお客様に交付した企画書面の内容に関し契約を申し込もうとするお客様は、当社所定の申込書に所定の事項を記入のうえ、当社が別に定める金額の申込金とともに当社に提出していただきます。
- (4) 当社と通信契約を締結しようとするお客様は、前項の規定にかかわらず、「会員番号（クレジットカード番号）」、「カード有効期限」等を当社に通知していただきます。
- (5) 当社は、団体・グループを構成する旅行者の代表としての契約責任者から、旅行申し込みがあった場合、契約の締結および解除等に関する一切の代理権を契約責任者が有しているものとみなします。
- (6) 契約責任者は、当社が定める日までに、構成者の名簿を当社に提出しなければなりません。
- (7) 当社は、契約責任者が構成者に対して現に負い、又は将来負うことが予測される債務又は義務については、何らの責任を負うものではありません。
- (8) 当社は、契約責任者が団体・グループに同行しない場合、旅行開始後においては、あらかじめ契約責任者が選任した構成者を契約責任者とみなします。
- (9) 日程上実際に利用できない複数のご予約（以下「重複予約」といいます。）は、「ウェイトिंग」の場合を除きできません。この場合、航空会社・宿泊機関などの予約管理方針により航空会社・宿泊機関などの定める基準に従って「重複予約」の一方が自動的に取り消されます。
- (10) a. 身体に障がいをお持ちの方、b. 健康を害している方、c. 妊娠中の方、d. 補助犬使用者の方その他の特別な配慮を必要とする方は、その旨お申し出ください。当社は可能な範囲内これに応じます。なお、お客様からのお申し出に基づき、当社がお客様のために講じた特別な措置に要する費用はお客様の負担とします。

#### 4 契約締結の拒否……………

当社は、次に掲げる場合において、受注型企画旅行契約の締結に応じないことがあります。

- (1) 当社の業務上都合があるとき。
- (2) 通信契約を締結しようとする場合であって、お客様がお持ちのクレジットカードが無効である等、旅行代金に係る債務の一部又は全部を提携会社のカード会員規約に従って決済できないとき。
- (3) 次に掲げる場合において、当社にご参加をお断りすることがあります。
  - 【1】お客様が他の旅行者に迷惑を及ぼし、又は団体行動の円滑な実施を妨げる恐れがあるとき。
  - 【2】お客様が暴力団員、暴力団関係者、その他反社会的勢力であると認められるとき。
  - 【3】お客様が当社に対して暴力的な要求行為、不当な要求行為、取引に関して脅迫的な言動若しくは暴力を用いる行為又はこれらに準じる行為を行ったとき。
  - 【4】お客様が風説を流布し、偽計若しくは威力を用いて当社の信用を毀損し若しくは当社の業務を妨害する行為又はこれらに準ずる行為を行ったとき。

#### 5 契約の成立時期……………

- (1) 契約は、当社が契約の締結を承諾し、申込金を受理したときに成立します。
- (2) 当社は、契約責任者と契約を締結する場合書面による特約をもって、申込金の支払いを受けることなく契約の申込を受けることがあります。この場合、契約の成立時期は、当該特約書面を交付したときに成立します。
- (3) 申込金は、旅行代金、取消料、その他のお客様が当社に支払う金銭の一部に充当します。
- (4) 通信契約は、(1)の規定にかかわらず、当社がお客様の承諾の通知を受けて、同申込を承諾する旨の通知がお客様に到達したときに成立するものとします。

#### 6 契約書面の交付……………

- (1) 当社は、契約の成立後速やかに、お客様に、旅行日程、旅行サービスの内容、旅行代金その他旅行条件及び当社の責任に関する事項を記載した契約書面を交付します。
- (2) 契約書面を交付した場合において、当社が企画旅行契約により手配し旅程を管理する義務を負う旅行サービスの範囲は、前項の契約書面に記載するところによります。

#### 7 確定書面……………

- (1) 契約書面において、確定された旅行日程又は運送若しくは宿泊機関の名称を記載できない場合には、当該契約書面において利用予定の宿泊機関及び記載上重要な運送機関の名称を限定して列挙した上で、当該契約書面交付後、旅行開始日の前日（旅行開始日の前日から起算してさかのぼって7日目に当たる日以降に契約の申し込みがなされた場合にあっては、旅行開始日当日）までの当該契約書面に定める日までに、これらの確定状況を記載した確定書面を交付します。
- (2) 前項の場合において、手配状況の確認を希望するお客様から問い合わせがあったときは、確定書面の交付前であっても、当社は迅速かつ適切にこれに回答します。
- (3) 確定書面を交付した場合には、当社が手配し旅程を管理する義務を負う旅行サービスの範囲は、当該確定書面に記載するところに特定されます。

#### 8 旅行代金の支払い時期と旅行代金の変更……………

- (1) 旅行代金の額は、受注型企画旅行の企画書面に記載します。旅行代金は旅行出発日までの当社が定める期日までにお支払いください。
- (2) 利用する運送機関の運賃・料金が企画書面に記載した基準日において友好的公示されている適用運賃・料金が著しい経済情勢の変化等により、通常想定される程度を大幅に超えて改定されたときは、その差額だけ旅行代金を増額又は減額することがあります。当

社は、旅行代金を増額する場合は旅行出発日の前日から起算してさかのぼって15日目に当たる日より前に通知するものとし、この場合お客様は、旅行開始日前に企画料金又は取消料を支払うことなく契約を解除することができます。適用運賃・料金が減額された場合は、その差額だけ旅行代金を減額します。

- (3) 当社は、運送・宿泊機関等の利用人員により旅行代金が異なる旨を契約書面に記載した場合において、契約の成立後に当社の責に帰すべき事由によらず当該利用人員が変更となったときは、契約書面に記載したところにより旅行代金の額を変更することがあります。

## 9 契約内容の変更

- (1) お客様から契約内容の変更の求めがあったときは、当社は、可能な限り旅行者の求めに応じます。この場合、当社は旅行代金を変更することがあります。
- (2) 当社は、天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等のサービスの提供の中止、官公署の命令、当初の運行計画によらない運送サービスの提供その他当社の関与し得ない事由が生じた場合において、旅行の安全かつ円滑な実施を図るためにやむを得ないときは、お客様にあらかじめ速やかに当該事由が当社の関与し得ないものである理由及び当該事由との因果関係を説明して、旅行日程・旅行サービスの内容その他の受注型企画旅行の内容を変更することがあります。ただし、緊急の場合において、やむを得ないときは、変更後に説明します。

## 10 お客様の交替

- (1) 当社と契約を締結したお客様は、当社の承諾を得て、契約上の地位を、第三者に譲渡することができます。
- (2) お客様は、前項に定める当社の承諾を求めようとするときは、当社所定の用紙に所定の事項を記入のうえ、所定の金額の手数料とともに、当社に提出しなければなりません。
- (3) 第1項の契約上の地位の譲渡は、当社の承諾があったときに効力を生ずるものとし、以後、旅行契約上の地位を譲りうけた第三者は、お客様の当該契約に関する一切の権利及び義務を承継するものとします。

## 11 旅行契約の解除

### 【お客様の解除】

- (1) お客様から企画料金又は取消料をいただく場合

【1】お客様は、企画書面記載の企画料金又は取消料を支払って旅行契約を解除することができます。ただし、当社が、運送・宿泊機関等が定める取消料、違約料その他の運送・宿泊機関等との間の旅行サービスに関わる契約の解除に要する費用（以下、総称して「運送・宿泊機関取消料等」という。）の金額を、企画書面において証憑書類を添付して明示したときは、旅行者が旅行開始前に受注型企画旅行契約を解除した場合の取消料については、別表①に定める取消料の金額にかかわらず、当社が運送・宿泊機関等に対して既に支払い、又はこれから支払わなければならない運送・宿泊機関取消料等の合計額以内の金額とします。

【2】当社の責任とならないローン、渡航手続き等の事由によるお取消しの場合も企画書面記載の取消料をいただきます。

- (2) お客様から企画料金又は取消料をいただかない場合

お客様は次に掲げる場合において、旅行開始前に企画料金又は取消料を支払うことなく契約を解除することができます。

【1】旅行契約内容に以下に例示するような重要な変更が行われたとき。

- a. 旅行開始日又は終了日の変更
- b. 入場する観光と、観光施設、その他の旅行目的地の変更
- c. 運送機関の種類又は会社名の変更
- d. 運送機関の「設備又は等級」のより低いものへの変更
- e. 本邦内の旅行開始地たる空港又は旅行終了地たる空港の異なる便への変更
- f. 本邦内と本邦外との間における直行便の乗継便又は経由便への変更
- g. 宿泊機関の種類又は名称の変更

h. 宿泊機関の客室の種類、設備、景観その他の客室の条件の変更

【2】旅行代金が増額されたとき（お客様から契約内容の変更の求めがあった場合を除きます。）

【3】天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等のサービスの提供の中止、官公署の命令その他の事由が生じた場合において、旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、又は不可能となるおそれが極めて大きいとき。

【4】当社がお客様に対し、期日までに確定書面を交付しなかったとき。

【5】当社の責に帰すべき事由が生じた場合において契約書面に記載した旅行日程に従った旅行の実施が不可能となったとき。

【6】お客様は、旅行開始後において、当該お客様の責に帰すべき事由によらず契約書面に記載した旅行サービスを受領することができなくなったとき又は当社がその旨を告げたときは、（1）の規定にかかわらず、企画料金又は取消料を支払うことなく、旅行サービスの当該受領することができなくなった部分の契約を解除することができます。この場合において、当社は、旅行代金のうち当該受領することができなくなった部分に係る金額をお客様に払い戻します。

【7】当社は、旅行代金のうち旅行サービスの当該受領することができなくなった部分の係る金額から旅行サービスに対して、取消料、違約料その他の既に支払い、又はこれから支払わなければならない費用に係る金額（当社の責に帰すべき事由によるものでないときに限ります。）を差し引いたものを旅行者に払い戻します。

#### 【当社の解除】

##### （1）旅行開始前

【1】当社は、次に掲げる場合において、お客様に理由を説明して、旅行開始前に旅行契約を解除することがあります。

- a. お客様が病氣、必要な介助者の不在その他の事由により、旅行に耐えられないと当社が認めるとき。
- b. お客様が他の旅行者に迷惑を及ぼし、又は団体旅行の円滑な実施を妨げるおそれがあると認められるとき。
- c. お客様が契約内容に関し合理的な範囲を超える負担を求めたとき。
- d. スキーを目的とする旅行における必要な降雪量などの旅行実施条件であって、契約の締結の際に明示した条件が成就しないおそれが極めて大きいとき。
- e. 天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の当社の関与し得ない事由が生じた場合において、契約書面に記載した旅行日程に従った旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、又は不可能となるおそれが極めて大きいとき。
- f. 通信契約を締結した場合であって、お客様の有するクレジットカードが無効になる等、旅行者が旅行代金等に係る債務の一部又は全部を提携会社のカード会員規約に従って決済できなくなったとき。
- g. お客様が第6項の契約書面に記載する期日までに旅行代金を支払わないときは、当該期日の翌日において旅行者が受注型企画旅行契約を解除したものとします。この場合において、お客様は、当社に対し、企画書面に定める取消料又は企画料金に相当する額の違約料を支払わなければなりません。

##### （2）旅行開始後

【1】当社は、次に掲げる場合において、旅行開始後であっても、お客様に理由を説明して、受注型企画旅行契約の一部を解除することがあります。

- a. お客様が病氣、必要な介助者の不在その他の事由により、旅行に耐えられないと当社が認めるとき。
- b. お客様が旅行を安全かつ円滑に実施するための添乗員その他のものによる当社の指示への違背、これらの者又は同行する他の旅行者に対する暴行又は脅迫等により団体行動の規律を乱し、当該旅行の安全かつ円滑な実施を妨げるとき。
- c. お客様が第4項のいずれかに該当することが判明したとき。
- d. 天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の当社の関与し得ない事由が生じた場合であって、旅行の継続が不可能となったとき。

【2】本項の場合において、当社は、旅行代金のうちお客様がまだその提供を受けていない旅行サービスに係る金額から、当該旅行サービスに対して、取消料、違約料、その他の既に支払い、又はこれから支払わなければならない費用に係る金額（当社の責めに帰すべき事由によるものでないときに限ります。）を差し引いたものをお客様に払い戻します。

## 1 2 添乗サービス

- （1）当社は、契約責任者の求めにより添乗サービスを提供することがあります。この場合、添乗サービス料金及び添乗員の団体・グループに同行するために必要な交通費、宿泊費等は、旅行代金に含むとします。
- （2）添乗サービスの内容は、原則として旅行日程上、団体・グループ行動を行うために必要な業務とします。また添乗員の業務は原則として、8時から20時までといたします。

## 1 3 当社の責任

- （1）当社は、当社又は手配代行者が故意又は過失により、お客様に損害を与えたときはお客様が被られた損害を賠償します。
- （2）お客様が天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の当社又は当社の手配代行者の関与し得ない事由により損害を被ったときは、当社は、（1）の場合を除き、その損害を賠償する責任を負うものではありません。
- （3）当社は、手荷物について生じた損害については、損害発生の翌日から起算して、国内旅行にあっては14日以内に、海外旅行にあっては21日以内に当社に対して申し出があった場合に限り、旅行者1名につき15万円を限度に（当社又は当社の手配代行者に故意又は重大な過失がある場合を除きます）賠償します。

## 1 4 特別補償

- （1）当社はお客様が当旅行参加中に、急激かつ偶然な外来の事故により生命、身体又は手荷物に被った一定の損害について、旅行業約款特別補償規定の定め以下の金額の補償金又は見舞金を支払います。ただし、特別補償規定第二章の事由による場合は、補償金等を支払いません。

・死亡補償金	：	海外旅行 2,500 万円、国内旅行 1,500 万円
・入院見舞金	：	海外旅行 4～40 万円、国内旅行 2～20 万円
・通院見舞金	：	海外旅行 2～10 万円、国内旅行 1～5 万円
・携行品損害補償金	：	お客様 1 名につき 15 万円を限度

（ただし、補償対象品 1 個あたり 10 万円を限度とします。）

- （2）当該企画旅行日程において、お客様が当社の手配に係る旅行サービスの提供を一切受けない日（旅行地の標準時によります。）が定めている場合において、その旨及び当該日に生じた事故による生命、身体又は手荷物の損害については、補償金及び見舞金の支払いが行われない旨について契約書面に明示したときは、当該日は「企画旅行参加中」とはいたしません。

## 1 5 旅程保証（別表②参照）

旅行日程に別表②に掲げる変更が行われた場合は、旅行業約款（受注型企画旅行契約の部）の規定によりその変更の内容に応じて旅行代金に別表②に定める率を乗じた額の変更補償金を支払います。ただし、一旅行契約について支払われる変更補償金の額は、旅行代金の15%を限度とします。また、一旅行契約についての変更補償金の額が1,000円未満の場合は、変更補償金は支払いません。当社は、別表①の差欄に掲げる契約内容の変更が生じた減員が以下による場合は、変更補償金を支払いません。

【1】天災地変

【2】戦乱

【3】暴動

【4】官公署の命令

【5】欠航、不通、休業等の運送機関等の旅行サービスの提供

【6】遅延、運送スケジュール変更等の当初の運行契約によらない運送サービスの提供

## 【7】お客様の生命又は身体の安全確保のため必要な措置

### 1 6 お客様の責任

- (1) お客様の故意又は過失により当社が損害を被ったときは、当該お客様は損害を賠償しなければなりません。
- (2) お客様は、当社から提供される情報を活用し、契約書面に記載された旅行者の権利・義務その他企画旅行契約の内容について理解するように努めなければなりません。
- (3) お客様は、旅行開始後に、契約書面に記載された旅行サービスについて、記載内容と異なるものと認識したときは、旅行地において速やかに当社又は旅行サービス提供者にその旨を申し出なければなりません。

### 1 7 旅券・査証について

現在お持ちの旅券が今回の旅行に有効かどうかの確認、旅券・査証取得は旅行の出発までにお客様の責任で行ってください。

### 1 8 衛生情報について

渡航先の衛生情報については、以下をご確認ください。

厚生労働省検疫所ホームページ <http://www.forth.go.jp/>

### 1 9 海外安全情報について

渡航先によっては、外務省より「海外安全情報」等、国又は地域の渡航に関する情報が出されている場合があります。詳しくは以下をご確認ください。

外務省 海外安全ホームページ	<a href="http://www.anzen.mofa.go.jp/">http://www.anzen.mofa.go.jp/</a>
外務省 海外旅行登録「たびレジ」	<a href="http://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/">http://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/</a>
外務省 領事サービスセンター（海外安全相談班）	03-3580-3311（内線 2902、2903）
	※閉庁日を除く 9：00～12：30、13：30～17：00

### 2 0 渡航先に危険情報が発出された場合の催行中止について

旅行のお申し込み後、旅行の目的地に危険情報が発出された場合は、当社は、旅行契約の内容を変更し又は解除することがあります。外務省「海外危険情報」が「不要不急の渡航は止めてください。」以上の危険情報が発出された場合は、当社は原則として旅行の催行を中止する場合があります。その場合は旅行代金を全額返金します。ただし、当社が安全に対し適切な措置が取られると判断して、旅行を催行する場合があります。この場合にお客様が旅行を取りやめられると当社は所定の取消料をいただきます。

### 2 1 お買い物案内について

お客様の便宜をはかるため、観光中・送迎中にお土産店にご案内することがあります。

当社では、お店の選定には、万全を期しておりますが、購入の際には、お客様ご自身の責任でご購入ください。当社では、商品の交換や返品等のお手伝いはいたしかねますのでトラブルが生じないように商品の確認及びレシートの受取等を必ず行ってください。免税払い戻しがある場合は、ご購入品を必ず手荷物としてお手元にご用意いただき、その手続きは、お土産店・空港において手続き方法をご確認のうえ、お客様ご自身の責任で行ってください。ワシントン条約又は国内諸法令により日本へ持ち込みが禁止されている品物がございますので、ご購入には十分ご注意ください。

### 2 2 事故等のお申し出について

旅行中に、事故などが生じた場合は、直ちに確定書面（最終旅行日程表）でお知らせする連絡先にご通知ください。（もし、通知できない事情がある場合は、その事情がなくなり次第ご通知ください。）

### 2 3 燃油サーチャージについて

- (1) 燃油サーチャージは、旅行代金には含まれておりません。出発日や利用航空会社などにより必要となる場合がありますので、旅行代金と併せて日本円でお支払いください。詳しくは、旅行契約時にご案内いたします。
- (2) 旅行契約成立後に、航空会社が燃油サーチャージの額を増額した場合はその不足分を追加徴収し、減額された場合には、その減額

分を速やかに払い戻します。

- (3) お客様が燃油サーチャージの徴収を理由に、旅行契約の解除をされる場合は、規定の取消料などを申し受けます。ただし、燃油サーチャージについて取引条件の説明及び必要書面の交付を行わなかった場合には、取消料などを支払うことなく解除することができます。

## 2 4 空港諸税について……………

空港諸税など（国内空港施設使用料を含む）は旅行代金に含まれておりません。旅行開始前に旅行代金に含めて徴収する場合と旅行地にて別途徴収する場合があります。また、空港諸税などは予告なく額が変更される場合や新設される場合があります。

## 2 5 個人情報の取り扱いについて……………

- (1) 当社は、旅行申込の受付に際し、所定の申込書に記載された項目についてお客様の個人情報を取得いたします。お客様が当社にご提供いただく個人情報の項目をご自分で選択することはお客様の任意ですが、全部又は一部の個人情報をいただけない場合であって、お客様との連絡、あるいは旅行サービスの手配及びそれらのサービス受領のために必要な手続きが取れない場合、お客様のお申込み、ご依頼をお受けできないことがあります。取得した個人情報は（総合）旅行業務取扱管理者が個人情報管理者を代理してご対応いたします。

- (2) 当社は、前号により取得した個人情報について、お客様との間の連絡のために利用させていただくほか、お客様がお申込みいただいた旅行において運送・宿泊機関等の提供するサービスの手配及びそれらのサービスの受領のための手続き、に必要な範囲内、当社の旅行契約上の責任、事故時の費用等を担保する保険の手続き上必要な範囲内、並びに旅行先の土産物店でのお客様の買物の便宜のために必要な範囲内で、前号より取得した個人情報及び搭乗される航空便名に係る個人データを、運送・宿泊機関及び保険会社、土産物品店等に対し、あらかじめ電子的方法等で送付することによって利用いたします。お申込みいただく際には、これらの個人データの提供についてお客様に同意いただくものとします。このほか、当社では、①当社及び当社の提携する企業や商品やサービス、キャンペーンのご案内②旅行参加後の意見や感想のご提供のお願い③アンケートのお願い④特典サービスの提供⑤統計資料の作成にお客様の個人情報を利用させていただくことがあります。

- (3) 当社は、旅行中に傷病があった場合に備え、お客様の旅行中の国内連絡先の方の個人情報をお伺いしています。この個人情報は、お客様に傷病があった場合で国内連絡先の方へ連絡の必要があると当社が認めた場合に使用させていただきます。お客様は、国内連絡先の方の個人情報を当社に提供することについて国内連絡先の方の同意を得るものとします。

- (4) 当社は、手配代行業務、旅行添乗業務、空港等でのあつ旋サービス業務等において、本項（1）により取得した個人情報を取り扱う業務の一部又は全部を他社へ委託することがあります。この場合、当社は当該委託先企業を当社基準により選定し、秘密保持に関する契約を交わしたうえで個人情報を預託いたします。

- (5) 当社は、当社が保有するお客様個人データのうち、氏名、住所、電話番号又はメールアドレスなどのお客様への連絡にあたり必要となる最小限の範囲のものについて、当社のグループ企業との間で共同して利用させていただきます。当該グループ企業は、それぞれの企業の営業案内、お客様のお申込の簡素化、催し物内容等のご案内、ご購入いただいた商品の発送のために、これを利用させていただくことがあります。なお、お客様の個人データの開示・訂正・削除のお申し出窓口、お客様の個人データを共同利用する当社グループ企業の名称及び個人データの管理を行っている当社グループ企業については、株式会社ジャパン・エア・トラベル・マーケティングのホームページ (<https://www.jatm.co.jp>) をご参照ください。

- (6) 個人情報に関するお問い合わせは、郵送もしくは電子メールにて下記までお願いいたします。

〒105-0014 東京都港区芝 2-3-3 芝二丁目大門ビルディング 2 階

株式会社ジャパン・エア・トラベル・マーケティング 個人情報相談窓口 Eメール : [info@jatm.co.jp](mailto:info@jatm.co.jp)

## 2 6 旅行保険（任意）加入のおすすめ……………

ご旅行中、病気やけがをした場合、多額の治療費、移送費などがかることがあります。また、事故の場合、加害者への賠償金請求や賠償金の回収が大変困難なのが実状です。これらの治療費、移送費、又死亡・後遺障害などを担保するため、お客様ご自身で十分な額の旅行保

険に加入されることをお勧めします。旅行保険については、当社の担当者へお問合せください。

## **27 その他のご案内**……………

- (1) お客様が旅行申込書にお客様のローマ字氏名を記入されるときは、パスポートに記載されているとおりにご記入ください。ローマ字氏名が間違っ  
て記入された場合には、航空券の発行替えのほか、宿泊機関などへの訂正連絡が必要となります。最悪の場合、運送・宿泊機  
関などにより氏名の訂正が認められず、旅行契約を解除される場合もあります。この場合、当社は所定の取消料をいただきます。
- (2) 当社は、いかなる場合であっても旅行の再実施はいたしません。

## **28 約款準拠**……………

本旅行条件説明書面に記載のない事項は、当社の旅行業約款（受注型企画旅行契約の部）に定めるところによります。

当社旅行業約款をご希望の方は当社までご請求ください。当社旅行業約款はホームページ（<https://www.jatm.co.jp>）からもご覧いただけます。運送機関や宿泊機関等の旅行サービス提供機関が旅行中にお客様に提供する旅行サービスについては、当該旅行サービス提供機  
関の約款が適用になります。

### **«総合旅行業務取扱管理者に関して»**

東京本社：田口 健太郎

大阪支店：成川 知保

旅行業務取扱管理者とは、お客様の旅行を取り扱う営業所での取引に関する責任者です。この旅行契約に関し、担当者からの説明にご不明な点があれば、取扱管理者にお問い合わせ下さい。



## 別表第一 取消料（第十六条第一項関係）

### 一. 国内旅行に係る取消料

区分	取消料	
（一）次項以外の受注型企画旅行契約		
イ	□からへまでに掲げる場合以外の場合（当社が契約書面において企画料金の金額を明示した場合に限る。）	企画料金に相当する金額
ロ	旅行開始日の前日から起算してさかのぼって二十日目（日帰り旅行の場合は十日目）に当たる日以降に解除する場合（ハからへまでに掲げる場合を除く。）	旅行代金の20%以内
ハ	旅行開始日の前日から起算してさかのぼって七日目に当たる日以降に解除する場合（ニからへまでに掲げる場合を除く。）	旅行代金の30%以内
ニ	旅行開始日の前日に解除する場合	旅行代金の40%以内
ホ	旅行開始日当日に解除する場合（ヘに掲げる場合を除く。）	旅行代金の50%以内
ヘ	旅行開始後の解除又は無連絡不参加の場合	旅行代金の100%以内
（二）貸切船舶を利用する受注型企画旅行契約		当該船舶に係る取消料の規定によります。
備考（一）取消料の金額は、契約書面に明示します。		
（二）本表の適用に当たって「旅行開始後」とは、別紙特別補償規定第二条第三項に規定する「サービスの提供を受けることを開始したとき」以降をいいます。		

### 二. 海外旅行に係る取消料

区分	取消料	
（一）本邦出国時又は帰国時に航空機を利用する受注型企画旅行契約（次項に掲げる旅行契約を除く。）		
イ	□からニまでに掲げる場合以外の場合（当社が契約書面において企画料金の金額を明示した場合に限る。）	企画料金に相当する金額
ロ	旅行開始日の前日から起算してさかのぼって三十日目に当たる日以降に解除する場合（ハ及びニに掲げる場合を除く。）	旅行代金の20%以内
ハ	旅行開始日の前々日以降に解除する場合（ロに掲げる場合を除く。）	旅行代金の50%以内
ニ	旅行開始後の解除又は無連絡不参加の場合	旅行代金の100%以内
（二）貸切航空機を利用する受注型企画旅行契約		
イ	□からホまでに掲げる場合以外の場合（当社が契約書面において企画料金の金額を明示した場合に限る。）	企画料金に相当する金額
ロ	旅行開始日の前日から起算してさかのぼって九十日目に当たる日以降に解除する場合（ハからホまでに掲げる場合を除く。）	旅行代金の20%以内
ハ	旅行開始日の前日から起算してさかのぼって三十日目に当たる日以降に解除する場合（ニ及びホに掲げる場合を除く。）	旅行代金の50%以内
ニ	旅行開始日の前日から起算してさかのぼって二十日目に当たる日以降に解除する場合（ロに掲げる場合を除く。）	旅行代金の80%以内
ホ	旅行開始日の前日から起算してさかのぼって三日目に当たる日以降の解除又は無連絡不参加の場合	旅行代金の100%以内
（三）本邦出国時及び帰国時に船舶を利用する受注型企画旅行契約		当該船舶に係る取消料の規定によります。
備考（一）取消料の金額は、契約書面に明示します。		
（二）本表の適用に当たって「旅行開始後」とは、別紙特別補償規定第二条第三項に規定する「サービスの提供を受けることを開始したとき」以降をいいます。		

**別表第二 変更補償金（第三十条第一項関係）**

変更補償金の支払いが必要となる変更		一件あたりの率（％）	
		旅行開始前	旅行開始後
一	契約書面に記載した旅行開始日又は旅行終了日の変更	1.5	3.0
二	契約書面に記載した入場する観光地又は観光施設（レストランを含みます。）その他の旅行の目的地の変更	1.0	2.0
三	契約書面に記載した運送機関の等級又は設備のより低い料金のものへの変更（変更後の等級及び設備の料金の合計額が契約書面に記載した等級及び設備のそれを下回った場合に限ります。）	1.0	2.0
四	契約書面に記載した運送機関の種類又は会社名の変更	1.0	2.0
五	契約書面に記載した本邦内の旅行開始地たる空港又は旅行終了地たる空港の異なる便への変更	1.0	2.0
六	契約書面に記載した本邦内と本邦外との間における直行便の乗継便又は経由便への変更	1.0	2.0
七	契約書面に記載した宿泊機関の種類又は名称の変更	1.0	2.0
八	契約書面に記載した宿泊機関の客室の種類、設備、景観その他の客室条件の変更	1.0	2.0

- 注一 「旅行開始前」とは、当該変更について旅行開始日の前日までに旅行者に通知した場合をいい、「旅行開始後」とは、当該変更について旅行開始当日以降に旅行者に通知した場合をいいます。
- 注二 確定書面が交付された場合には、「契約書面」とあるのを「確定書面」と読み替えた上で、この表を適用します。この場合において、契約書面の記載内容と実際に提供された旅行サービスの内容との間に変更が生じたときは、それぞれの変更につき一件として取り扱います。
- 注三 第三号又は第四号に掲げる変更に係る運送機関が宿泊設備の利用を伴うものである場合は、一泊につき一件として取り扱います。
- 注四 第四号に掲げる運送機関の会社名の変更については、等級または設備がより高いものへの変更を伴う場合には適用しません。
- 注五 第四号又は第七号若しくは第八号に掲げる変更が一乗車船等又は一泊の中で複数生じた場合であっても、一乗車船等又は一泊につき一件として取り扱います。